大阪府条例第　　　号

　　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （育児休業をすることができない職員）第二条　（略）　一―三　（略）　四　（略）　　イ　（略）　　　　　　⑴・⑵　（略）　　ロ・ハ　（略）（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）第七条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。２・３　（略）（部分休業をすることができない職員）第十九条　（略）　一　（略）　二　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）　　　　　　第二十二条　（略）（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）第二十三条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。（勤務環境の整備に関する措置）第二十四条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。第二十五条　（略） | （育児休業をすることができない職員）第二条　（略）　一―三　（略）　四　（略）　　イ　（略）　　　⑴　任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員　　　⑵・⑶　（略）　　ロ・ハ　（略）（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）第七条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十三条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。２・３　（略）（部分休業をすることができない職員）第十九条　（略）　一　（略）　二　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）　　　イ　任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員　　ロ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員第二十二条　（略）第二十三条　（略） |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、令和四年四月一日から施行する。